ONE for ONE TIMES 2024年4月1日 (Mon) 臨時

ONE for ONE TIMES

Free ¥0-

発行：一人一票実現国民会議サポーター https://www2.ippyo.org Monday, Apr 1, 2024, extra

憲法は、国民に対し、国民が国政の在り方を最終的に決める力を有していること（【国民主権】）を保障しています。

１人１票実現で、国会議員主権国家から、国民主権国家へ

教えて 0.6票君！

英国 最大較差が約1.11倍に！

2011年改正法による小選挙区割り見直しによりに従前の5倍から一気に前進！

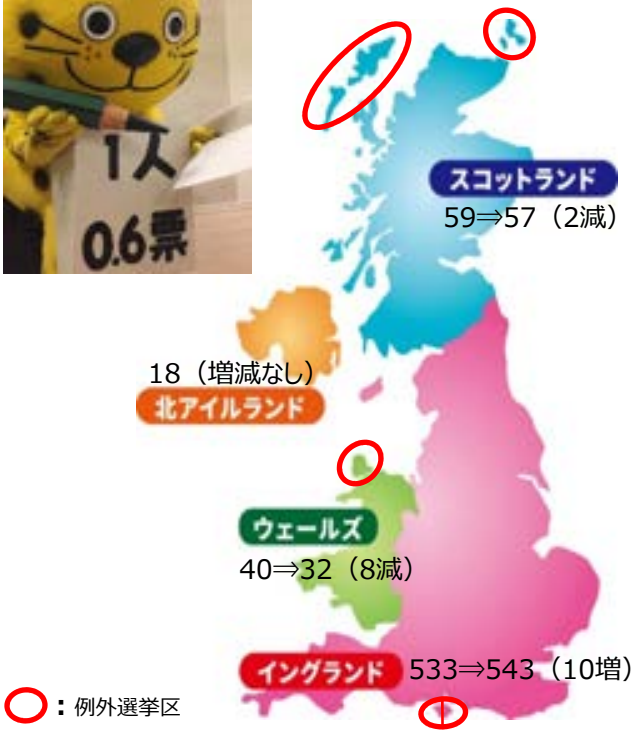

Country	Electorate	Allocated
England	39,860,421	543（10増）
Scotland	4,079,612	57（2減）
Wales	2,322,677	32（8減）
Northern Ireland	1,295,688	18（増減なし）
Total：	47,558,398	650

（2020年3月2日現在登録済有権者数に基づく）

(注1) 例外の5選挙区 （カッコ内は有権者数）
【イングランド2選挙区】
・Isle of Wight East CC (56,805)
・Isle of Wight West CC (54,911)
【スコットランドで2選挙区】
・Na h-Eileanan an Iar (21,177)
・Orkney and Shetland (34,824)
【ウェールズ1選挙区】
・Ynys Môn county (52,415)

＊ 2011年改正法は、①選挙区の面積は13,000㎢を超えてはならず、12,000～13,000㎢の選挙区については有権者数が全国平均の95%未満となることを妨げない、②島嶼部の4選挙区については、有権者数の適用をしないなどの例外を定める。例外が適用された選挙区の有権者総数は、全有権者数の0.46%。

英国（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの４つの国（Country）の連合王国です。

英国議会は、2011年2月16日、2011年議会選挙制度及び選挙区法を成立させ、区割りの方法を大幅に改正しました。区割り見直し案は、最終的に2023年6月末に完成し、同年11月に発効しました。次回選挙は、同区割りで実施されます。

同改正法では、各選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数の95%以上105%以下でなければならないという厳格な基準が設けられ、今回の見直しでは、**全650選挙区で、**登録済有権者数が69,724人～77,062人の範囲内**（全国平均である73,393人の上下5%以内）との要件が満たされました**（但し、島嶼部5つの例外選挙区(注1)あり）。

区割り見直し方法は、まず、連合王国を構成する各国（Country）に、有権者数に応じてサン・ラグ方式により定数650議席を配分し、その後、各国ごとに置かれた独立した機関である選挙区画委員会が同法に従って各国内の選挙区の見直し案を作成し、国務大臣に勧告。その後議会の承認を得て公布、発効となります。

今回の定数再配分では、イングランドは10増、スコットランドは2減、ウェールズは8減、北アイルランドは増減なしとなりました。

（⇒次頁へ）

(参考文献)
①佐藤令「諸外国における選挙区割りの見直し」国会図書館政治議会課／『調査と情報』第782号2013.4.4
②中川淳司「諸外国における選挙区割りの見直し」／有斐閣online／ https://yuhikaku.com/articles/-/18982
③各国の選挙区画委員会の見直し案のURLは本紙4頁に記載しています。

各選挙区の有権者数差が、**前後5%以内**にピッタリ入っているなんて、**Great（すごい）**Britainですね！

（⇒前頁から）

各選挙区の有権者数については、改正前も、各国の選挙区平均有権者数にできるだけ近いものであることが求められていましたが、County（県）などの行政区画の境界を跨がないことを原則としていました。しかし、改正後は**有権者数の均衡が優先され**、行政区画は「考慮することができる」に過ぎないこととなりました。

このように、2011年改正は、**1票価値の平等をより厳格に追求**したものとなり、選挙区間の最大較差は、105÷95＝約1.11倍以下となりました。

参政権（犬）のしんさ君
（最高裁前撮影）

英国の各国内の選挙区割りの作成を**各国の委員会が行う**ところは、米連邦で、連邦下院議員選挙の選挙区割りが、各州（国）の**州議会に権限がある**ことと類似ですね。

日本では、選挙区割りの作成は、衆議院議員選挙区画定審議会が行っています。

この点からも、日本が単一国家で、日本の都道府県が、英国の各国や米連邦の各州（国）とは性質が異なっていることが分かります。

日本も、有権者数の均衡を最優先させ、都道府県単位の選挙区に拘らず、**「広域の選挙区」**（最判R5.10.18）を指向すべきでしょう。

最判R5.10.18（多数意見判決文12頁）：「都道府県より広域の選挙区を設けるなどの方策について議論されてきたところであり、こうした方策によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すことも考えられる。」

（⇒3頁参照）

１人１票実現運動の目的を、「主権の移動」から考える

戦前の日本では、「権力の移動」は、全て、「治者」から「治者」で行われ、国民不在であった

日本の歴史を遡ると、卑弥呼以来、「権力の移動」は、全て、治者と治者の間に起こりました。例えば･･･

239年	卑弥呼　帯方郡（魏）に遣使
1192年	源頼朝　征夷大将軍となる
1336年	足利尊氏　入洛（治者と治者の間の権力の移動）
1585年	豊臣秀吉　関白となる（治者と治者の間の権力の移動）
1603年	徳川家康　征夷大将軍となる（治者と治者の間の権力の移動）
1868年	明治維新　（治者と治者の間の権力の移動）

敗戦により、憲法上の大変革が起こり、権力が、「治者」から国民（被治者）へ移動した －「天皇主権」から「国民主権」へ－

ポツダム宣言受諾（1945年8月）後、新憲法が制定され、主権は、天皇（治者）から国民（被治者）に移動しました。

有史以来、治者のみが有していた「主権」が、被治者である国民に移るという憲法上の大変革（「主権の移動」）が起こりました。

主権とは:「国家の政治のありかたを**最終的に決定する力**」

新憲法制定で、権力は、「治者」から「被治者」へ移動した、はずだが－国民主権は道半ば－

2022年参院選（選挙区・１票の最大格差が3倍の**非**人口比例選挙）では、主権を有する全有効投票者数の**46%**（半数未満）から得票した自民･公明（与党）が、全参議院議員の**59%**（過半数）の議席を獲得しました。

そして、**国民（治者・主権者）**の過半数（50.1%）の投票（意見）**とは無関係**に、国会議員の資格としては主権を有しない国会議員の過半数決で内閣総理大臣（行政権の長）が指名されました。

これでは、日本は、国民主権国家ではなく、国会議員主権国家です。

非人口比例選挙（即ち、1票格差のある選挙）では、主権は、天皇から国民に移動せず、国会議員に移動していることになるので、国民主権を定める現憲法に矛盾します。

１人１票実現運動の目的は、【国民が、（憲法に矛盾して、国会議員が行使している）主権を、国会議員から自らへ移動させること】です。

人口比例選挙（１人１票選挙）が実現すれば、日本は、現在の国会議員主権国家から、国民主権国家に変わります。

参院の投票価値の較差の更なる是正は「喫緊の課題」－最判R5（2023）年10月18日（参）

2023年は、１人１票裁判の最高裁大法廷判決が２つ（1月に2021年衆院選に関する判決、10月に2022年参院選に関する判決）言渡されました。

いずれの判決も、較差の是正は**未**達成であるとしながらも、当該選挙を違憲判断しませんでした。ただし、最判R5年10月18日（参）は、これまでの判例に対し、特筆すべき変化がありました。

参院選挙制度改革について、最高裁はこれまで、「また、参議院選挙制度の改革に際しては、憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があるなど、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑みれば、**その実現は漸進的にならざるを得ない面がある**。」（R2年大法廷判決（参））と記述し、改正法が成案しないことに一定の理解を示していました。ところが、最判R5年10月18日（参）（多数意見）では、「漸進的」という文言が消え、代わりに「較差の更なる是正を図ること等は**喫緊の課題**というべきである。」と明記しました。

これまで最高裁大法廷判決（多数意見）が「喫緊の課題」という文言を使ったことはなく、最高裁は、同判決で国会に対し、速やかな更なる是正を促しました。

また、同判決（多数意見）は、「**都道府県より広域の選挙区**を設けるなどの方策について議論されてきたところであり、こうした方策によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すことも考えられる。」（判決文12頁）とも記述します。

2023.10.18 最高裁前

「都道府県より広域の選挙区」とは、11ブロックを含みます。

下記で示す通り、公明党試案の11ブロックでは、１票の最大格差は1.13倍です。

国会は、最判R5年10月18日を真摯に捉え、最高裁が違憲判断する前に、速やかに11ブロック案の成案を試みるべきです。

2023.1.25 最高裁前

最判R5年10月（参）の示す「都道府県より広域の選挙区」を考える

１票の格差は地方利益のためであるとの議論があります。しかし、下図をご覧ください。下図は、2022参院選で投票価値の不平等が酷かった順に色分けしています。宮城県、新潟県選挙区などが、最も投票価値が低かった選挙区です。

参院選に限って言えば、**11ブロック制**になれば、今の国会議員主権国家は、国民主権国家に変わります。

その理由は、11ブロック制選挙になれば、全有効投票人の**49.85%**から全参院議員の**50.1%**（過半数）が選出されるからです。11ブロック制選挙は、実質、人口比例選挙です。

平成25年、平成30年に参議院の選挙制度改革委員会に提示された

公明党案は11ブロック制で、１票の最大較差は1.13倍です（注2）。

日本は、間接民主制の国。

大統領制とは異なり、国民は、行政権の長を直接投票により選ぶことは出来ず、行政権の長（内閣総理大臣）は、国会議員を通じて、国会議員の多数決で決されます。従って、その国会議員を選ぶ選挙の１票の価値は、全国民の間で、等価値であることが求められます（人口比例選挙）。

国民が、最終的に政治を決定する、国民主権国家を、一日も早く実現しましょう。

（注2）2021.1.16日付「One for One Times」参照
https://www2.ippyo.org/topics/pdf/20210117001.pdf

図でみる国民主権と参政権

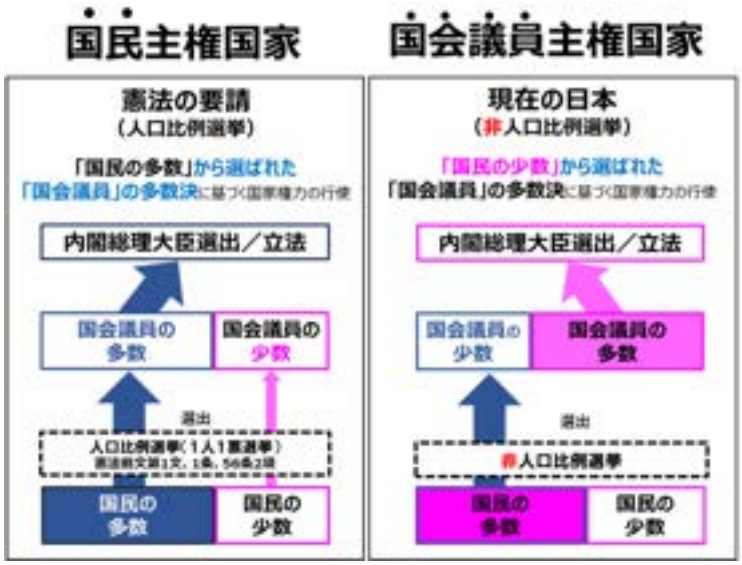

参政権ってなあに？

参政権とは、国民（主権者）が、国の**政（まつりごと）**に**参**加する**権**利です。

国家の運営は、国会のみによって行われているわけではありません。

国は、司法・立法・行政の３権の上に成り立っています。従って、**国の政（まつりごと）**とは、この司法・立法・行政の３権を指します。そして、**国民主権**の下では、**主権者である国民**が、その**３権を支配**します。

国民は、国政の『**入口**』に於いて、「人口の多数が国会議員の多数を選ぶ」という「正当（な）選挙」により、国会議員を直接選出する権利（選挙権）を持っています（憲法前文冒頭）。また、国民は、国政の『**出口**』において、憲法に違反する法律を放置する最高裁判所裁判官を罷免する権利（国民審査権）を持っています。

つまり、憲法は、主権者が、『入口』と『出口』で、参政権を行使することにより、国民が国を支配する「国の仕組み」を保障しているのです。それは、この国の主権者が、国会議員や最高裁判所裁判官ではなく、国民だからに他ならないからです。

（2024年4月現在）次回「国民審査」用：
2023年最高裁判決での、各裁判官の意見
無印：1人1票に賛成
×：1人1票に反対

意見	✖		不明		
次回審査対象の裁判官（出身）敬省略	今崎 幸彦（裁判官）	尾島 明（裁判官）	宮川 美津子（弁護士）		

最高裁判所が、
「憲法は1人1票を要求している」
と判決すれば、1人1票は実現します。
国民は、1人1票反対の最高裁裁判官への
有効投票の過半数の不信任票（×印）で、
自らの手で、1人1票を実現できます。

この「切り抜き」を見ながら適法に投票できます。

「切り抜き」

（2024.4月現在）
左記は、次回国民審査対象の裁判官の方々です。

各裁判官は、最高裁判決で１人１票に賛成か反対かの意見を表明されます。

宮川裁判官は、2023年判決の弁論に参加されていないので、意見は不明です。

（参考資料：1頁より）**各国選挙区画委員会最終見直し案（2023 Review）**

Boundary Commission for England：
https://boundarycommissionforengland.independent.gov.uk/2023-review/the-2023-review-of-parliamentary-constituency-boundaries-in-england-volume-two-constituency-names-designations-and-composition/

Boundary Commission for Scotland： https://www.bcomm-scotland.independent.gov.uk/sites/default/files/2023_review_final/bcs_2023_review_report_web_version.pdf

Boundary Commission for Wales： https://bcomm-wales.gov.uk/sites/bcomm/files/review/E02859434_Boundary%20Commission%20Wales%202023_English_Web%20Accessible_V03.pdf

Boundary Commission for Northern Ireland：
https://www.boundarycommission.org.uk/files/boundarycommission/2023-07/Final%20Recommendations%20Report%20of%20the%202023%20Review%20of%20Parliamentary%20Constituencies.PDF

公式ウェブサイト：
https://www2.ippyo.org/

公式アカウント： @hitori_ippyo

一人一票実現しよう！
サポーターによる応援アカウント：
http://www.facebook.com/hitori.ippyo

寄付のお願い

１人１票実現運動を成功させるためには、広く情報を国民に伝え続けることが重要です。**意見広告掲載のための継続的なご支援をお願いいたします。** 当国民会議へのご寄附は、**確定申告**により、税額控除を受けることができます。

携帯電話からの寄付も可能です。 下記URL↓または左記の二次元バーコードからアクセスして、是非、ご支援をお願いいたします。https://www.ippyo.org/bokin.html

認定NPO法人一人一票実現国民会議 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町17-6 メール：ippyo@ippyo.org